

仙台明治青年大学同期会運営細目

1. 目 的

学生相互の親睦を図り、関係する各部との連絡を密にして、仙台明治青年大学の発展に寄与することを目的とする。

2. 組 織

- (1) 同期会は学生10名以上をもって一組織とする。但し、休学者は学生数に含まない。
- (2) 学生数が2月末日で次年度9名以下が予測されるときは、運営委員会の議決を経て、下の同期会と合併する。

3. 運営委員の選出・任期

- (1) 要項 第7条(2)の定めにより、次の基準で運営委員を選出する。
 - a 本科生の期は代表を含む3名及び本科生終了後6年間の研究生は期の代表1名を「運営執行委員」と呼称し、主として定例業務を担当する。
 - b 研究生7年目以降の期は代表1名を「運営委員」と呼称し、主としてプロジェクト業務を担当する。(代表と運営委員を兼ねる)
 - c 運営委員の任期は、運営要項第7条運営(2)の定めにより、大学総会から二年後の大学総会までの2年間とし、再任は妨げない。
 - d 運営委員の業務は「運営委員の職務分掌細目」による。但し、同期会の諸事情により運営委員選出が不可能な場合は、運営委員長に届出し承認をうけること。
- (2) 同期会代表は、選出された運営委員から希望する部を聴取し、2月末迄、運営委員長に報告する。

4. 行 事

同期生相互の親睦と情報交換に努め、同期会主催の会議及び各行事を行う。

5. 運営・任期

- (1) 同期会の運営は、すべて自主的に行う。
- (2) 本会は、円滑な運営を行うために原則として次の役員をおくものとし、役員の範囲及び選出方法は同期会が自主的に定める。

同期会代表・副代表・運営委員・班長・副班長・幹事・会計幹事・会計監事・他

但し、同期会の運営状況に合わせ、役員の省略及び重複就任することが出来る。
- (3) 運営委員以外の役員の任期は、同期会総会から次年度の総会までとし、再任は妨げないが総会の承認を必要とする。

6. 会 議

会議構成は次の通りとし、招集は役員会の協議を経て代表が行う。

- (1) 同期会総会及び臨時総会
- (2) 役員会・班長会議
- (3) 必要とする会議

但し、同期会の運営状況に合わせ、役員会・班長会議等については省略できる。

7. 経 費

同期会の経費は、助成金及び会費を充てる。

代表は4月末までに総会資料を総務部長に提出する。

8. 報 告 等

- (1) 同期会代表は、常に所属学生の希望等を把握して、関係会議出席のとき又は直接担務する部に具申すること。
- (2) 同期会代表は、住所変更、慶弔等について遅滞なく総務部に報告すること。
- (3) 同期会代表は、関係会議等に出席した時は、会議の内容等を遅滞なく所属学生に報告すること。
- (4) 運営委員は、関係会議等に出席し同期会に係る事項ある時は、その内容等を会議で報告すること。

9. 運営細目の改正

この運営細目の改正は、運営委員会で出席人員の過半数の賛成で決定する。

平成 9 年 12 月 17 日	制 定
平成 17 年 11 月 9 日	一部改正
平成 25 年 4 月 17 日	一部改正
平成 26 年 4 月 16 日	一部改正
平成 28 年 4 月 13 日	一部改正
平成 31 年 2 月 22 日	一部改正
令和 元 年 7 月 18 日	一部改正
令和 3 年 3 月 16 日	一部改正
令和 4 年 7 月 14 日	一部改正
令和 5 年 7 月 13 日	一部改正